

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度		
条 例 名	神奈川県立の博物館条例				
条 例 番 号	昭和 41 年神奈川県条例第 43 号	法 規 集	第 14 編第 5 章第 2 節		
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局生涯学習文化財課				
条 例 の 概 要	県民の知識及び教養の向上を図るための社会教育施設である神奈川県立の博物館の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考		
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	県立の博物館は、県民の知識及び教養の向上を図るための社会教育施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、博物館法第 18 条及び地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立歴史博物館及び県立生命の星・地球博物館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	県立歴史博物館は、神奈川の文化、歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行い、県立生命の星・地球博物館は、地球及び生命の営みに関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、各資料の調査研究、情報提供等を行うなど、県民の知識及び教養の向上を図る場として利用されており、有効に機能している。 なお、観覧料については、平成 21 年 3 月に改正を行っている。	入館者数(人)		
			歴史	生命	
			H20	132,932	311,740
			H19	134,056	232,650
			H18	142,188	241,549
効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	県立歴史博物館及び県立生命の星・地球博物館は、長期的な方針に基づいて貴重な資料等を収集、保管するという施設の高い専門性を維持するため、直営で運営しているが、組織、職員数等については常に見直しを行っており、効率的な運営が行われている。				
基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県立歴史博物館及び県立生命の星・地球博物館は、県民の豊かな学びと生涯学習環境の充実のため、県の総合計画である「神奈川力構想」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づいて運営されている。				
適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	博物館法上の博物館及び地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。				
その他					
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項			
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。			
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)		